

多摩談合取消判決の勘所 2011-05-15 白石忠志 (最終改訂2011-05-20)

	議論の対象	条文	弊害文言	基準
公取委の 排除措置命令 (通常の)	基本合意	2条6項	競争の実質的制限 (条文)	すべての発注物件の うち受注調整が成 功したものの割合
公取委の 課徴金納付命令 (通常の)	受注調整	7条の2第1項 当該商品又は役務	(具体的) 競争制限効果 (判審決)	有力な競争主体の 数が減れば直ちに
東京高裁の 多摩取消判決 H22-03-19	受注調整	2条6項	競争の実質的制限 (条文)	アウトサイダーによ る牽制力の有無等 を実際にチェック

多摩談合事件は一発課徴金事件。同事件で公取委は（排除措置命令はしないものの、いつもの枠組みを維持するため）課徴金納付命令手続のなかで、まず中二階として基本合意が2条6項に該当することを論じ、そのあと受注調整を論じた。

多摩談合取消判決は、目的合理的に中二階を飛ばし、取消請求原告が落札した受注調整のみに注目した。そこで、修正原理としてのミニ違反要件論（当該商品又は役務）でなく、本物の違反要件論（2条6項）として論じた。

多摩談合取消判決の多くの評釈は、同判決が2条6項の問題として議論したため、公取委における2条6項の基準と比較して論じているが、「議論の対象」が異なるのに「基準」を比較しても無意味。同じ「受注調整」を「議論の対象」とした2つの「基準」（右下の灰色の2つのセル）を比較するのなら、意味がある。